

定期券利用約款

(目的)

第1条 この約款は、静岡県道路公社（以下「公社」という。）の管理する一般自動車道「伊豆スカイライン」における定期通行券（以下「定期券」という。）の発売及び利用について、その条件を定め、もって定期券の利用者の利便向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 公社が発行する定期券の利用条件その他の運用については、この約款に定めるところによる。

2 この約款に定めのない事項については、法令又は静岡県道路公社一般自動車道供用約款（以下「供用約款」という。）の定めに従うものとする。

(利用者の同意)

第3条 利用者は、この約款及びこれに基づいて定められた規定等を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(利用条件)

第4条 定期券の種類は、その使用できる区間、有効期間及び発売する車種と金額について、使用料金の認可を受けた事項に従うものとする。

2 定期券の発売場所は、公社が指定する場所とする。

3 定期券の利用希望者は、前項に定める場所に申込書（様式1）を提出し、所定の金額を支払って定期券の発行を受けるものとする。

4 定期券の利用開始の日は、利用者が申込書に記載した日を基準に公社が定める。

5 定期券の利用中は定期券を常に携帯し、係員から求められたときには必ず提示するものとする。

6 発行した定期券を紛失した場合の再発行はしないものとする。

7 定期券は、定期券に記載された区間、有効期間、車両番号の車両及び使用者以外は利用することができない。

(効力)

第5条 定期券は、公社が発行した定期券を、定期券に記載された区間内の料金所で提示することで、その都度、使用料金を支払うことなく通行することができる。

(払戻し)

第6条 発売した定期券は、原則として払戻しをしない。ただし、定期券廃止などのやむを得ない事情が存する場合等、公社が必要と認めたときはこの限りでない。

2 払戻しをする場合、払戻し額は次に定めるところにより算定した額とする。ただし、払戻し額に生じた10円未満の端数は切り上げる。

$$\text{払戻し額} = \text{発売金額} \times \frac{\text{有効期間の残日数}}{\text{当該定期券の有効期間日数}}$$

3 公社は、天災その他やむを得ない理由により、定期券の使用区間が供用できない期間が1日を超えた場合、払戻しに代えて定期券の有効期間を延長することができる。

(車両の変更)

第7条 定期券発行後の車両の変更については、利用者の申し出に基づき、公社は変更後の車両番号を記載した定期券の再発行にのみ応じるものとする。

2 車両の点検、修理のため代車等を使用する場合のみ、料金所で申し出ることにより、定期券と異なる車両番号の利用を認めるものとする。

(利用の停止又は回収)

第8条 次の場合には、公社は定期券の利用を停止又は定期券を回収し、それ以降は発売しないことがある。これにより生じた不利益に関しては、公社は一切の責任を負わないものとする。

(1) 第4条第7号の規定に違反する行為が判明したとき。

(2) 定期券が偽造、変造又は不正に作成されたことが判明したとき。

(3) 利用者が定期券を違法に取得したとき、又は違法に取得した定期券であることを知りながら定期券を取得したとき。

(4) その他、定期券を不正に利用したとき、不適切な利用と公社が判断したときなど、公社が利用停止とすることが適当と判断したとき。

2 公社は、前項各号に該当する事実が判明したときは、当該利用区間の道路使用料金のほかにその倍額に相当する金額を徴収できるものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 定期券の発行及び管理のために公社が取得した利用者の個人情報は、当該目的のみに使用し、それ以外の目的には使用しない。また、取得した利用者の個人情報が不要となった場合は、公社は速やかに当該情報を破棄する。

附 則

1 この約款は、令和7年10月1日から適用する。